

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉名市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

軽自動車税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

玉名市長

公表日

令和6年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、毎年4月1日(賦課期日)現在で市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して、軽自動車税を課税する。 また、身体障害者の方、公益法人等が公益事業に使用するもの、その他特別の事情がある方については、申請に基づいて軽自動車税を減免する。 具体的には、 ①窓口や軽自動車協会からの連絡による車輛の新規登録や廃車などの異動登録 ②4月1日時点の所有車輛に対して当初課税 ③課税計算した結果を納税義務者へ通知 ④申請に基づき軽自動車税の減免
③システムの名称	軽自動車税システム 統合宛名管理システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車物件ファイル 宛名情報ファイル 軽自動車税課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条及び別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第1号、第8号(別表第二)、第9号 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために、第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 税務課

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会担当課に依頼をかけ、個人情報取得を行っており、その際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。 また、取得の際には上長を含め、複数人での最終確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	権限のないもののシステムへのアクセス制限や、指紋認証、ID、パスワード入力による不正アクセスの防止を行っている。 また、パスワードやID情報の管理を権限者のみ確認できる場所に保管し、不正利用されないように対策を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	所属長の役職名	税務課長 吉田 東洋	税務課長	事後	
令和3年11月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第1号、第7号(別表第二)、第8号	番号法第19条第1号、第8号(別表第二)、第9号	事後	
令和4年12月27日	②事務の概要	<p>地方税法に基づき、毎年4月1日(賦課期日)現在で市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して、軽自動車税を課税する。</p> <p>また、身体障害者の方、公益法人等が公益事業に使用するもの、その他特別の事情がある方について</p> <p>は、申請に基づいて軽自動車税を減免する。</p> <p>具体的には、</p> <p>①窓口や軽自動車協会からの連絡による車輛の新規登録や廃車などの異動登録</p> <p>②4月1日時点の所有車輛に対して当初課税</p> <p>③課税計算した結果を納税義務者へ通知</p> <p>④申請に基づき軽自動車税の減免</p>	<p>地方税法に基づき、毎年4月1日(賦課期日)現在で市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して、軽自動車税を課税する。</p> <p>また、身体障害者の方、公益法人等が公益事業に使用するもの、その他特別の事情がある方については、申請に基づいて軽自動車税を減免する。</p> <p>具体的には、</p> <p>①窓口や軽自動車協会からの連絡による車輛の新規登録や廃車などの異動登録</p> <p>②4月1日時点の所有車輛に対して当初課税</p> <p>③課税計算した結果を納税義務者へ通知</p> <p>④申請に基づき軽自動車税の減免</p> <p>※還付金については、公金受取口座を活用する。</p>	事前	
令和6年12月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		<p>十分である</p> <p>住基ネット照会担当課に依頼をかけ、個人情報取得を行っており、その際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、取得の際には上長を含め、複数人での最終確認を行っている。</p>	事後	
令和6年12月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		<p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>十分である</p> <p>権限のないもののシステムへのアクセス制限や、指紋認証、ID、パスワード入力による不正アクセスの防止を行っている。</p> <p>また、パスワードやID情報の管理を権限者のみ確認できる場所に保管し、不正利用されないように対策を行っている。</p>	事後	